

2024年5月21日

各位

会社名 日邦産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩佐 恭弘
(コード 9913 東証 スタンダード/名証 メイン)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 水口 博嗣
(TEL.052-218-3161)

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主であるGLOBAL ESG STRATEGY様(WALKERS CORPORATE LIMITED 190 ELGIN AVENUE GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-9008 CAYMAN ISLANDS)(DIRECTOR 門田 泰人氏)(以下、「本株主」といいます。)より、当社の第73回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)における株主提案権の行使及び議案の要領の通知請求に関する書面(以下、「本株主提案書」といいます。)を2024年4月23日に受領しておりましたところ、本日開催の当社の取締役会において、いずれの議題についても反対することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本株主による提案の概要及び提案の理由

(1) 議題

議題1	剰余金処分の件
議題2	定款の一部変更の件(剰余金の配当方針について)
議題3	買収防衛策の廃止の件
議題4	定款の一部変更の件(取締役による株主との面談対応について)

以下、上記議題1、議題2、議題3及び議題4をそれぞれ「本株主議題1」、「本株主議題2」、「本株主議題3」及び、「本株主議題4」といいます。

(2) 提案内容及び提案理由

「本株主議題1」、「本株主議題2」、「本株主議題3」及び「本株主議題4」の議案の要領及び提案の理由は別紙をご参照ください。なお、別紙は、本株主から提出された本株主提案書の「議案の要領」及び「提案の理由」を原文のまま記載しております。

2. 本株主と Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd との関係

2024年2月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.が2024年2月9日現在で当社株式を所有している旨が記載されているところ、当社が把握している情報によれば、本株主は、Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.が運用する投資ファンドであり、本株主の代表を務める門田泰人氏は、Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.において本株主の運用を担当しているとのことです。

なお、金融庁が公表している「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版ステュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリスト(2024年3月31日時点)上では、Swiss-Asia Financial Services Pte. Ltd.及び本株主のいずれも、登録を確認することができませんでした。

3. 当社取締役会の意見

(1) 本株主議題1: 剰余金処分の件

① 当社取締役会の意見

- ・ 当社取締役会は、「本株主議題1」に反対いたします。

② 反対する理由

- ・ 当社取締役会は、「持続的な利益成長に合わせた増配」を株主還元の基本方針に掲げ、配当総額、配当性向ともに持続的に向上させていくことを経営上の重要課題として認識し、取り組んでおります。そして、実際に下表のとおり、2022年3月期、2023年3月期にかけて配当総額と配当性向を向上させており、2024年3月期には、さらなる向上を実現できる見込みです。

(単位: 百万円)

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	35,491	38,886	41,922
営業利益	1,342	1,912	1,918
純利益	1,031	1,269	1,457
1株当たり配当金	22円	33円	74円(予定)
配当性向	19.4%	23.4%	45.5%(予定)

- ・ また、当社取締役会は、中長期的な企業価値の向上を目指し、将来の利益成長につながる事業投資を行っていくことが、株主の皆様の利益の向上にも資するものと考え、2024年3月25日に「中期経営計画2025(以下、中期経営計画を「中計」といいます。)」を下表のとおり改定し、人的資本、新規事業・機能強化に向けたさらなる成長投資を行ってまいります。

	改定前	改定後
事業投資の対象・目的	新規事業の開発&機能強化	人的資本投資& 新規事業の開発&機能強化
事業投資の計画金額	30億円	60億円

- ・ 2024年5月21日付「剰余金の配当に関するお知らせ」でお知らせしておりますとおり、当社取締役会は、本定時株主総会に、2024年3月31日を基準日とする剰余金の配当(1株当たりの期末配当金74円)について付議することを決議しました。当社の配当提案は、「中計2025」に基づいて、持続的な利益成長とこれに合わせた株主の皆様への持続的な利益還元の向上(増配)を両立させていくことを目的として、ご提案させていただいているものでございます。
- ・ これに対して、「本株主議題1」は、当事業年度の1株当たりの期末配当金として、純資産配当率(DOE)10%にあたる金163円を求めるものであり、当社が、将来の利益成長につながる事業投資を行っていくことよりも、また、持続的な利益成長とこれに合わせた株主の皆様への持続的な利益還元の向上(増配)を両立させていくことよりも、短期的な株主への利益還元が優先されるべきである、とのご提案であると捉えざるを得ません。

したがって、当社取締役会は「本株主議題1」に反対いたします。

(2) 本株主議題2: 定款の一部変更の件(剰余金の配当方針について)

① 当社取締役会の意見

- ・ **当社取締役会は、「本株主議題2」に反対いたします。**

② 反対する理由

- ・ 上記「本株主議題1: 剰余金処分の件」の(1)②で述べましたとおり、当社取締役会は、「持続的な利益成長に合わせた増配」を株主還元の基本方針に掲げ、2022年3月期、2023年3月期にかけて配当総額と配当性向を向上させており、2024年3月期には、さらなる向上を実現できる見込みです。当社取締役会は、2025年3月期(2024年度)以降においても、中長期的な視点に基づいて、「持続的な利益成長に合わせた増配」を実現してまいりたい所存です。
- ・ これに対して、「本株主議題2」は、2024年度及び2025年度において、配当性向100%又は純資産配当率(DOE)10%のどちらか高い方を満たす年間配当額とする配当方針を採用し、法令上許される限り、当該配当方針に従って年間配当額を決定することを定款に盛り込むことを求めるというものです。しかし、かかるご提案は、当社が、将来の利益成長につながる事業投資を行っていくことよりも、また、持続的な利益成長とこれに合わせた株主の皆様への持続的な利益還元の向上(増配)を両立させていくことよりも、短期的な株主への利益還元が優先されるべきである、とのご提案であると捉えざるを得ません。
- ・ また、「本株主議題2」の内容を定款に規定することになりますと、当社の業績状況や事業投資に用いる資金の必要性等にかかわらず、画一的な計算方法で配当額を決定することとなりますので、将来の利益成長につながる有効な投資計画その他の資金使途を決定するための機動性や柔軟性が損なわれることが明らかなです。

したがって、当社取締役会は「本株主議題2」に反対いたします。

(3) 本株主議題3: 買収防衛策の廃止の件

① 当社取締役会の意見

- ・ **当社取締役会は、「本株主議題3」に反対いたします。**

② 反対する理由

- ・ 当社及び子会社(以下、「当社グループ」といいます。)は、お客様と緊密に連携しつつ、技術等に関わる機密情報の交換を行っており、その中には、お客様がとても大切にされているコア技術を当社グループの主要事業の用に供しているものがございます。
- ・ このような状況下において、十分な検討がなされないままに当社に対する大規模買付行為が行われ、支配権の異動がなされた場合、かかる機密情報の流出のおそれと相俟って、お客様から当社グループに供与された機密情報の使用を禁じられ、返却を求められることになれば、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保できなくなる可能性が否めません。
- ・ 当社取締役会は、このような状況を踏まえ、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保するためには、大規模買付者に対して情報提供を求め、その提供された情報を当社取締役会が検討・評価するプロセスを確保することができるようにするために、「買収への対応方針」の継続が必要であるとの結論に至り、主に以下の点について、見直しを行い、本定時株主総会に議案として提出することを独立社外取締役全員を含む全取締役の賛成により決議しております。

- ① 取締役会において、その勧告を最大限尊重するものとしている独立委員会について、独立社外取締役から構成される旨を独立委員会規則に明記することとしました。

- ② 大規模買付者等が買収への対応方針に規定する手続きを遵守した場合において、当社取締役会が対抗措置の発動の決議を行おうとする場合には、対抗措置を発動するか否かを株主様の皆様に問うべく、株主総会を招集することとしました。

したがって、当社取締役会は「本株主議題3」に反対いたします。

なお、本株主からなされた「本株主議題3」の「提案の理由」にある①及び②の記載に対して、当社取締役会の反論をまとめさせていただきます。

【本株主議題3／提案理由】

株式の大量取得行為に関する法規制やコーポレートガバナンスコードの発展及び浸透、①企業買収における行動指針、買収後の企業の発展を志向した買収の主流化などの変化に伴い、買収防衛策の意義はいまや失われ、買収防衛策を導入する企業は減少しています。

当社では、2009年に会社は株主のものであるとの「資本主義の原則に立ち返ることを謳い、同種のプランを廃止したにも関わらず、10年後、特定の株主による買付を受け、②有事を理由として取締役会の決議に基づき、買収防衛策を「再導入」したものであり、極めて前時代的と言わざるを得ません。特定の株主による影響力の増加が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの判断は、株主自身に委ねられるべきです。当社の買収防衛策は、当社の株主総会において廃止の決議をすることが出来ることを前提としています。当該定めに従い、当社の買収防衛策の廃止を提案します。

① 企業買収における行動指針……などの変化に伴い、買収防衛策の意義はいまや失われ、

【「買収への対応方針」を定める意義が失われたとはいえないこと】

経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」（以下、「買収行動指針」といいます。）の「第5章 買収への対応方針・対抗措置」には、次の記載があり、買収への対応方針を定めることの意義が認められています。

- 対象会社やその株主に対して必要な時間や情報が提供されずに買収がされることや、買収者が対象会社や一般株主の犠牲のもとに不当な利益を得ることを目的として経営支配権を取得することなどで、企業価値ひいては株主共同の利益を損なう可能性もある。
- 現状は、こうした事態に公開買付制度等の法制度のみで対応するのではなく、事案に応じ、企業が差別的な内容の新株予約権無償割当てを利用した買収への対抗措置を用いた方針（買収への対応方針）を定め、それに基づく対抗措置を発動することがあり、これが適法であると裁判例で認められている場合もある。
- こうした買収への対応方針が適切に用いられる場合には、株主に検討のための十分な情報や時間を提供するとともに、取締役会に買収者に対する交渉力を付与し、買収者や第三者からより良い買収条件を引き出すことを通じて、株主共同の利益や透明性の確保に寄与する可能性もある。

② 有事を理由として取締役会の決議に基づき、買収防衛策を「再導入」したものであり、極めて前時代的

【当社の買収への対応方針の再導入について、高裁決定においてその正当性が認められていること】
「令和3年(ワ)第138号 保全異議申し立て事件の決定に対する保全抗告事件」にかかる名古屋高等裁判所の決定(名古屋高決令和3年4月22日)における決定理由において、以下の趣旨の記載があり、当社の買収への対応方針の再導入について正当性が認められています。

- 当社の買収防衛プランは、有事における買収防止・経営陣保身のための導入であるとまでいうことはできない。
- 株式会社が一度廃止した買収防衛策を再導入することそれ自体に問題があるとはいえない。
- 当社取締役会が買収防衛プランの導入決議を決議した平成31年4月23日の時点では、顧客の技術等に関わる機密情報を旧プラン廃止当時よりもはるかに多く保有するに至っており、一方的な大規模買付行為に基づく支配権の移動は機密情報の流出のおそれとステークホルダーとの間の良好な関係を毀損するおそれがあるとの経営判断により、買収防衛プランの導入決議をしたものであり、このような買収防衛プランの導入は当社の各株主総会決議により大多数の株主の承認を受けている。そうすると、このような経緯による本件買収防衛プランの導入決議を信義則に反し無効であるとまでいうことはできない。

したがって、当社取締役会は「本株主議題3」に反対いたします。

なお、本株主議題3は、個別の議案として取り扱うのではなく、当社が本定時株主総会に会社提案として付議する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件」に対する反対の意向表明として取り扱います。

(4) 本株主議題4:定款の一部変更の件(取締役による株主との面談対応について)

① 当社取締役会の意見

- ・ **当社取締役会は、「本株主議題4」に反対いたします。**

② 反対する理由

- ・ 当社取締役会は、コーポレートガバナンス報告書及びコーポレートガバナンス・コードの取組み状況 (<https://www.nip.co.jp/esg/assets/CorporateGovernanceCode.pdf>) を取りまとめ、原則 5-1 に「株主との建設的な対話に関する方針」(以下、「対話方針」といいます。)として、「株主からの対話(面談)のお申込みに対しては、株主の希望と主な関心事項を踏まえ、合理的な範囲・方法で IR 担当役員、又は IR 担当者が中心となって対応させていただく。」ことを開示させていただいております。
- ・ 当社 IR 担当役員及び IR 担当者は、この対話方針に基づき、機関投資家を含む株主の皆様から対話のお申込みをいただく都度、誠実な対応を心がけております。
- ・ なお、本株主から全取締役を対象とする個別面談の要請を受けましたが、当社取締役会は、対話方針に基づき、「合理的な範囲・方法」として、複数の取締役による面談を提案し、この方法により、複数回に分けて社長を含む全取締役が対応しております。
- ・ 当社取締役会は、各株主が当社の各取締役をその職務の遂行の内容及び結果等に基づき評価することは当然であると考えておりますが、特定の株主が各取締役を評価するために個別の面談の場を設定することが必要であるとは考えておりません。
- ・ 「本株主議題4」の内容を定款に規定することになりますと、特定の株主との間で、当社の全取締役の個別面談が強制されることになり、当社の各取締役は、そのような個別面談の実施が必ずしも合理的な範囲・方法であるとはいえない場合であっても、これに応じなければならないこととなります。
- ・ 株主との対話に対応するための当社のリソースには限りがありますため、合理的な範囲・方法を超えて特定の株主との個別面談に応じなければならなくなることにより、他の株主との建設的な対話の実施や、個別面談以外の対話(説明会や IR 活動等)の実施にも影響が出ることもあり得、当社の企業価値の持続的な向上、ひいては株主の共同の利益の確保にも影響が出ることになりかねません。

したがって、当社取締役会は「本株主議題4」に反対いたします。

<本株主提案書の内容>

注:以下の内容は、本株主提案書記載の各議題に関する「議案の要領」及び「提案の理由」です。

第1.提案する議題

議題1:剰余金処分の件

議題2:定款の一部変更の件(剰余金の配当方針について)

議題3:買収防衛策の廃止の件

議題4:定款の一部変更の件(取締役による株主との面談対応について)

第2.議案の要領及び提案の理由等

1. 議題1:剰余金処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が剰余金の処分の件を提案する場合には、それら提案とは独立して追加で提案するものとする。

(ア) 配当財産の種類

金銭

(イ) 一株当たり配当額

金 163 円から、本株主総会において当社取締役会又は我々以外の当社株主が提出し、かつ可決の決議がされた剰余金の処分に関する議案に係る普通株式 1 株当たりの剰余金配当額を控除した金額(本株主総会において当社取締役会が剰余金の処分に関する議案を提出しない場合には金 163 円)

(ウ) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき上記イの 1 株当たり配当額(配当総額は、1 株当たり配当額に 2024 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数(自己株式を除く。)を乗じて算出した金額)

(エ) 剰余金の配当が効力を生じる日

本株主総会の日

(オ) 配当金支払開始日

2024 年 7 月 16 日(火曜日)

(2) 提案の理由

当社は、本年 3 月に中期経営計画¹を改定し、人的資本投資と成長投資を 60 億円とし、配当性向 50 % に引き上げつつ継続的に増配する計画を公表しています。当社はそれ以前は約 29 億円のネットキャッシュ²を有しながら、我々に対しネットキャッシュであることが当社の最適な資本構成だと考えていると強弁していたところ、多少ネットデットになる資金計画を公表したことは一定の評価に値します。

それでも当社は引き続き大幅な財務余力を維持することとなり、十分に効率的な資金計画とはいえません。東証の要請する「バランスシートをベースとする資本コストや資本収益性を意識した経営」³からも未だ乖離しており、現時点で十分な投資計画が示されない以上、大胆な株主還元として純資産配当率(DOE) 10%の配当を提案します。DOE10%、配当利回り 3%と想定した場合、当社株価は約 5,450 円(現在株価の約 3 倍)まで上昇が見込まれます。

¹ 2024 年 3 月 25 日付「中期経営計画 2025」<https://www.nip.co.jp/ir/assets/cyukei2025.pdf>

² ネットキャッシュは 2023 年 12 月末時点の連結ベースの数字

³ 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」1 頁 <https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/jr4eth0000004vj2-att/jr4eth0000004w6n.pdf>

2. 議題 2: 定款の一部変更の件 (剰余金の配当方針について)

(1) 議案の要領

現行の定款「第 6 章 計算」の章に、第 35 条として、以下の条文を新設し、現行定款第 35 条以降の条数を各々 1 条ずつ繰り下げる。

なお、本株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(剰余金の配当方針)

第 35 条 当社は、2024 年度及び 2025 年度において、剰余金の年間配当額の決定に際し、配当性向（配当総額 ÷ 当期純利益（連結財務諸表数値））により算出する。）100 %又は純資産配当率（DOE、Dividend-on-Equity。「配当総額 ÷ 純資産合計（連結財務諸表数値）」により算出する。）10%のどちらか高い方を満たす年間配当額とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、当該配当方針に従って年間配当額を決定する。

(2) 提案の理由

当社は改定中計において、投資計画と株主還元に見られるものの、依然過度に資金を留保しており不十分です。我々は 2023 年度の期末配当の DOE10%の配当に加え、過度な内部留保資金の株主還元のための一時的な手当てとして、2025 年度までの期間、同水準の配当を維持すること、並びに配当性向及び DOE を配当決定方針に加えることを提案します。

本提案の配当方針による財務インパクトを、当社改定中計の売上・利益計画、減価償却費と同額の設備投資を行う等の保守的な前提条件で合理的に検証したところ、

2025 年度末でネット D/E レシオ 0.2 倍、ネットデット/EBITDA 0.9 倍、純資産比率 47%となりました。当社は我々に、ネットデット/EBITDA の 4~5 倍は銀行から資金借入可能との見解を示す等しており、本提案によっても当社の財務健全性を損なわず、引き続き大幅な財務余力を有することは明らかです。

当社の配当方針を採用した場合の 財務指標の推移予測 ⁴	2023年度	2024年度	2025年度
一株当たり配当金(円)	74	76	78
配当性向	50.3%	50.0%	50.0%
DOE	4.6%	4.5%	4.4%
ネットキャッシュ(百万円)	1,112	(178)	(1,449)
ネットD/E	(0.08)	0.01	0.09
ネットデット/EBITDA	(0.36)	0.06	0.45
純資産比率	51.6%	52.2%	52.7%

本提案の配当方針を採用した場合 の財務指標の推移予測 ⁴	2023年度	2024年度	2025年度
一株当たり配当金(円)	163	162	161
配当性向	110.8%	106.6%	103.2%
DOE	10.0%	10.0%	10.0%
ネットキャッシュ(百万円)	1,112	(988)	(3,043)
ネットD/E	(0.08)	0.07	0.21
ネットデット/EBITDA	(0.36)	0.31	0.94
純資産比率	51.6%	49.4%	47.5%

⁴ 売上高については当社の中期経営計画目標を均一な成長率で達成するものと仮定して試算し、当期純利益については法人税率 30%を仮定して試算。EBITDAについては減価償却費が 2022 年度と同額と仮定して試算。

2023 年度のネットキャッシュ及び純資産については、同期において減価償却費と同額の設備投資を行うと仮定した上で、当期純利益会社予想から 2023 年 12 月末実績の 3 四半期累計純利益を差し引き計算。それ以降の各期のネットキャッシュ及び純資産は、每期減価償却費と同額の設備投資を行うと仮定した上で、一期前純資産に当期純利益から配当額を差し引いた金額を加算して計算し、さらに中期経営計画に基づき 2023 年度に 31 億円の新規有利子負債調達、2023 年度以降 2025 年度まで 20 億円ずつ成長投資を行ったと仮定して算出。純資産比率は総資産額が売上高に比例するものとして算出

3. 議題 3:買収防衛策廃止の件

(1) 議案の要領

2019年4月23日開催の当社取締役会に基づき導入、第68期定時株主総会決議に基づき継続され、直近では2023年5月19日開催の当社取締役会及び第72期定時株主総会に基づき継続された当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を廃止する。

(2) 提案の理由

株式の大量取得行為に関する法規制やコーポレートガバナンス・コード⁵の発展及び浸透、企業買収における行動指針⁶、買収後の企業の発展を志向した買収の主流化などの変化に伴い、買収防衛策の意義はいまや失われ、買収防衛策を導入する企業は減少しています。

当社では、2009年に会社は株主のものであるとの「資本主義の原則に立ち返る」ことを謳い⁷、同種のプランを廃止したにも関わらず、10年後、特定の株主による買付を受け、有事を理由として取締役会の決議に基づき、買収防衛策を「再導入」したものであり、極めて前時代的と言わざるを得ません。特定の株主による影響力の増加が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの判断は、株主自身に委ねられるべきです。当社の買収防衛策は、当社の株主総会において廃止の決議をすることが出来ることを前提としています⁸。当該定めに従い、当社の買収防衛策の廃止を提案します。

4. 議題 4: 定款の一部変更の件(取締役による株主との面談対応について)

(1) 議案の要領

現行の定款「第4章 取締役および取締役会」の章に、第29条として、以下の条文を新設し、現行定款第29条以降の条数を各々1条ずつ繰り下げる。なお、本株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(取締役による株主との面談対応)

第29条 当社の取締役は、当社の3%以上の議決権を有する株主又は当該株主が保有する当社の株式につき投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、当社の株式に投資するのに必要な権限を有する者(以下「運用者」という。)から個別面談の要請があった場合、20営業日以内に個別面談に応じる。ただし、やむを得ない理由により当該期間内の個別面談ができない場合には、5営業日以内に面談を要請した株主又は運用者にその旨を通知の上、対応可能な個別面談の日時を別途設定する。個別面談要請があった場合の面談の回数については、株主又は運用者当り、取締役(監査等委員であるものを除く。)については四半期に1回以上、監査等委員である取締役については年に1回以上応じるものとする。

(2) 提案の理由

我々は、本株主総会に先立ち、当社に対し全取締役との個別面談を重ねて申し入れましたが、取締役との集団面談の対応がされたのみでした。コーポレートガバナンス・コードは、上場会社は企業価値向上のため株主総会の場以外において、株主との間で建設的な対話を行うべきとしています⁹。また、株主平等原則は、合理的な範囲で保有株式数に応じて取り扱いの差異を設けることを許容しており、企業価値向上の観点から対話を実施するにあたり、大株主との個別面談を妨げるものではありません。定款において、取締役による大株主との個別面談応答の義務を明記しこれを実施することは、株主との建設的対話が促進されることを通じて当社の企業価値向上に資するのみならず、当社の経営陣の透明性、開かれた態度を表すものとして画期的であり、当社が他の上場企業の先駆的存在であると内外に示すことは、市場による当社株価の評価にもつながります。

以上

⁵ コーポレートガバナンス・コード原則 1-5「経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。」

⁶ 経済産業省「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」2023年8月31日
https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/kosei_baishu/pdf/20230831_2.pdf

⁷ 平成21年5月15日付「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の非継続について」

⁸ 当社買収防衛策 2.本プランの内容 (3)本プランの有効期間、廃止及び変更

⁹ コーポレートガバナンス・コード、基本原則 5